

# 福島県魅力ある職場づくり推進協議会開催要綱

## 1 目的

福島県においては、全国的な景気回復基調に加え、東日本大震災からの復旧・復興需要の高まりを背景として、雇用情勢が着実に改善しているが、子育て世代の女性を始めとして、県外に避難している県民は未だに多く、建設業や介護分野など、様々な分野で人手不足が顕在化している。福島県の復興・再生を持続的に進めるためには、これを支える人材の確保が重要であり、そのため、雇用の質を高めるとともに、雇用環境の整備を促進する「魅力ある職場づくり」の推進が求められている。

このような中、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(旧「雇用対策法)」第10条の3において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

このため、若者や女性、非正規雇用者を含め、福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、国・地方公共団体・地域の労使団体及び地域の金融機関等から構成される協議会を開催し、働き方改革などについて検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進する。

## 2 設置

福島県における魅力ある職場づくり推進の取組について検討するため、標記協議会を設置する。

## 3 会議の構成員等

### ① 国

福島労働局、東北経済産業局

### ② 地方公共団体

福島県

③ 労働団体

日本労働組合総連合会福島県連合会

④ 経済団体

福島県経営者協会連合会、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、  
福島県中小企業団体中央会

⑤金融機関

福島県銀行協会、福島県信用金庫協会

⑥その他

必要に応じてオブザーバーを参加させることができる

#### 4 会議の主たるテーマ

- (1) 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進施策等の働き方改革
- (2) 非正規労働者の正社員への転換、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- (3) 女性の活躍推進
- (4) 中小企業・小規模事業者への支援
- (5) その他当県の実情に応じた労働課題

#### 5 会議

議長は福島労働局長とし、議長は必要に応じ協議会を招集する。

#### 6 事務局・庶務

協議会の事務局は福島労働局とし、庶務は雇用環境・均等室において行う。

#### 7 設置

標記協議会については、この要綱に基づき、平成27年11月10日から設置する。

附則 要綱改定 平成28年12月26日

要綱改定 平成30年12月12日